

板橋区立幼稚園教員の産休・育休に伴う引継実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、板橋区立幼稚園に勤務する教員の妊娠出産休暇(以下「産休」という。)又は、育児休業(以下「育休」という。)による欠員の補充に当たって、産休又は育休となる教員と当該産休又は育休となる教員の代替として任用される者(以下「産休代替教員又は「育休代替教員」という。))との間における引継について、必要な事項を定め、もって幼稚園における幼児の教育指導の安定、継続を確保することを目的とする。

(対象)

第2条 板橋区立幼稚園に勤務する産休又は育休をなる教員と産休代替教員又は育休代替教員との間における引継ぎとする。

(引継内容)

第3条 産休又は育休となる教員と産休代替教員又は育休代替教員との間における引継内容については、以下の内容に準じて園長が定めるものとする。

1 幼児の指導に関する引継

- (1) 指導計画、指導内容に関すること。
- (2) 指導目標、評価方法等に関すること。
- (3) 幼児の実態把握に関すること。
- (4) 保育参観

2 学級経営に関する引継ぎ

- (1) 学級の幼児の指導に関すること。
- (2) 学級経営に推進に関すること。

(引継期間)

第4条 産休又は育休の補充期間に引き続く前後それぞれ2日間とする。ただし、これにより引継期間を設けることができない場合については、前後1週間以内において連続する2日間を引継期間として設けることができる。

(任用等)

第5条 1 引継期間には教員を臨時的に任用する。
2 前項で任用される教員(以下「引継教員」という。)は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条第2項に規定する「臨時的任用の職員」とする。
3 引継職員は、産休代替教員又は育休代替教員をもって任用する。
4 引継教員の身分取扱い、勤務条件については、産休代替教員及び育休代替教員

の例による。

(補 則)

第6条 この要綱の実施については必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

教員の産休・育休に伴う引継実施要領

教員の産休又は育休に伴い、産休又は育休となる教員と代替教員との間における引継は次のように取り扱うものとする。

1 引継方法

幼児の保育等を通じて直接引継が行われること。

2 引継の取扱

(1) 休業日の場合

ア 夏季、冬季、春季の各休業日

幼児の保育等を通じて引継が可能な場合には、引継期間を設けることができる。

イ 国民の祝日、日曜日、都民の日、開園記念日等、上記ア以外の休業日には、引継は行わない。

(2) 引継者と被引継者

ア 産休代替教員の育休代替教員が同一人の場合

産休の前及び育休の後における引継期間を設けるものとする。

イ 産休代替教員の育休代替教員とが交代する場合

(ア) 産休期間と育休期間が連続している場合

産休の前と育休の前後における引継期間を設けるものとする。

(イ) 産休期間と育休期間が連続していない場合

産休の前後及び育休の前後における引継期間を設けるものとする。

(3) 産休又は育休の期間が変更される場合

引継期間は、変更された産休又は育休に引き続く前後（引継期間を設けることができない場合は、1週間以内において連続する2日間を設けることができる。）に設けることができる。

3 その他

園長は、引継期間を設ける場合について、別紙「引継確認書」により引継期間の確認を行い、速やかに教育委員会に提出すること。

付 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

引 継 確 認 書

引継者氏名

引継実施年月日

年 月 日

年 月 日

上記のとおり引継を実施したことを確認する。

年 月 日

板橋区教育委員会 様

幼稚園名_____

園長氏名_____